

策定年度 (策定年月日)	令和元年度 (令和元年11月19日)
変更年度 (変更年月日)	
計画期間	令和元年度～令和5年度

徳島県阿波市
農村地域への産業の導入に関する実施計画書

令和元年11月

－目次－

<前文>	1
1 計画の位置付け及び目的	1
2 阿波市の概要	1
第1 産業導入地区の区域	3
1 産業導入地区の区域	3
2 産業導入の区域の設定の考え方	8
第2 導入すべき産業の業種及びその規模	10
1 導入すべき業種	10
2 導入すべき産業の規模	10
第3 導入される産業への農業従事者の就業の目標	11
第4 産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標	12
1 農家人口、農家戸数、農業従事者数及び農業専従者数の現状と目標年次における見込み	12
2 認定農業者の育成	12
3 農用地流動化の推進・認定農業者の育成及び地域農業の組織化の方向	14
第5 産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する事項	16
1 農用地区域外での開発を優先すること	16
2 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること	16
3 面積規模が最小であること	17
4 面的整備を実施した農用地を含めないこと	17
5 農地中間管理機構関連事業の取組に支障が生じないようにすること	17
第6 導入される産業の用に供する移設の整備に関する事項	18
1 産業用地等の整備	18
2 道路等の施設整備	18
第7 労働力の需給の調整及び農業従事者の導入される産業への就業の円滑化に関する事業	19
1 労働力の需要の調整	19
2 農業従事者の産業への就業の円滑化	19
第8 産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及び開発 その他の事業に関する事項	20
第9 その他必要な事項	21
1 工業等の導入に伴う公害の防止に関する事項	21
2 実施計画のフォローアップに関する事項	21
3 企業の撤退時のルールに関する事項	21
4 その他	21

添付図面

- 産業等導入地区位置図 (図面 1)
- 農用地区域図 (図面 2)
- 農業投資区域図 (図面 3)
- 既存企業立地状況図 (図面 4)
- 農地広がり図 (図面 5)

< 前文 >

1 計画の位置付け及び目的

本市では、「第2次阿波市総合計画（計画期間：平成29年度～平成38年度）」を策定し、本市の基幹産業である農業を今後も維持・発展させていくためには、地域の特性を生かした農産物の生産・高付加価値化による「阿波市ブランド」の形成や「地産地消」の促進、担い手の育成、法人化の促進や集落営農組織の育成など、多面的な農業振興施策を一体的に推進し、県内有数の農業地域で育まれる「活力ある阿波市農業」の実現を目指している。

一方、同計画の中で、工業等の産業の振興は、地域全体の活力の向上や雇用の場の確保に直結するものとして、新規企業誘致等に向けた取り組みを一層積極的に進めていく必要があるとしている。

これらを踏まえ、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律第5条第1項の規定に基づき、産業の導入に関する実施計画を定め、農業と導入される産業の均衡ある発展を目指すものである。

この実施計画の計画期間は、令和元年度からの5ヶ年計画とし、令和5年度までに産業導入の目的を達成するものとする。

2 阿波市の概要

(1) 阿波市の位置・面積

本市は、徳島県中央北部の吉野川北岸に位置し、東は上板町、西は美馬市、南は吉野川市、北は香川県に隣接し、東西に伸びる台形状の市で、総面積は、191.11km²となっている。

平成17年4月1日に吉野町、土成町、市場町、阿波町の4町が合併により、新たに阿波市として誕生し、現在に至っている。

(2) 自然条件

地形としては、北部の県境部には阿讃山脈が連なり、緑豊かな山々を有している。これらの山々から宮川内谷川、日開谷川、大久保谷川、伊沢谷川等が南へ流下し、それぞれに南面傾斜の扇状地を形成しながら、一級河川吉野川へつながっており、肥沃な土壌と自然環境に恵まれた地域である。

地質としては、中央構造線を境として、その北側の阿讃山脈を形成する和泉層群と、南側の四国山地北部をつくる三波川結晶片岩類、さらにこれら両者を不整合に覆う第四系の砂礫層に大別できる。

気候は、平均気温は15.2℃、降水量は1,405.7mm（穴吹地域気象観測所における平年値：2001～2010）となっており温暖で乾燥した瀬戸内気候区に属し、県内でも温暖で小雨な地域である。

そのため、本市にはため池が多く存在し、阿波用水の開設や北岸用水のしゅん工及びほ場整備事業の推進により、次第に減少しているものの、現在も北岸用水と連動して活用されている。

(3) 交通・運輸

本市は、古くから交通の要衝として位置づけられ、現在では徳島自動車道が東西に走り、土成インターチェンジや阿波パーキングエリアが整備されている。また、東西には主要幹線として多くの人・物が行き交う県道・鳴門池田線が、南北には国道318号、県道・津田川島線、志度山川線が香川県と吉野川南岸の国道192号を結んでいる。

徳島阿波おどり空港まで37km、高松空港まで34kmと利便性の高い地域となっている。

(4) 人口の動向

本市の人口は、平成27年の国勢調査において、37,202人となっており、前回の平成22年度調査と比較して、2,045人(5.2%)の減少となっていることに加え、65歳以上の高齢者が人口に占める割合を示す高齢化率は、33.4%(平成27年国勢調査)となっており、少子高齢化が進行している地域である。

(5) 農業及び工業の概要

ア 農 業

本市の基幹的な産業であり、作付面積は、水稻、ブロッコリー、レタス、キャベツ等が上位を占め、産出額としては、レタス、ナス、ミニトマトなど数多くの品目において、県下1位となっている。

しかしながら、食生活の多様化が進む中で、国内産農作物の消費は減退し、多量の輸入に依存した食料需給構造となっていることに加え、農業生産の現場においては、農作物の価格の低下や担い手不足、生産地間の競争の激化など、多くの課題を抱えているのが現状である。

イ 工 業

本市の土成町では、金属製品製造業や化学工業等の企業が立地している。南海トラフ大地震の発生確率が高まる中、内陸部への移転や新たな操業へ向けての適地確保の要望はあるが、現況の工業団地には余地がない状況である。そのため、地域全体の活力の向上や雇用の場の確保に直結するものとして、新規操業等に向けた取り組みを一層積極的に進めていく必要がある。

第1 産業導入地区の区域

1 産業導入地区の区域

(1) 産業導入地区の名称 (図面1：産業等導入地区位置図参照)

産業導入地区の名称	備 考
下り松地区	阿波市土成町 新規

(2) 産業導入地区の所在、地番、面積等

地区名	所在地			地番	地目		面積 (㎡)
	市町村	大字	字		公簿	現況	
下り松地区	阿波市土成町	宮川内	下り松	58-1	田	田	548
	〃	〃	〃	101	田	田	9.69
	〃	〃	〃	102-1	田	田	733
	〃	〃	〃	102-2	田	田	1,240
	〃	〃	〃	103-1	田	田	599
	〃	〃	〃	103-2	田	田	1,071
	〃	〃	〃	104	田	田	1,063
	〃	〃	〃	105	田	田	2,098
	〃	〃	〃	106	公衆用道路	公衆用道路	388
	〃	〃	〃	107	用悪水路	用悪水路	52
	〃	〃	古田	200-1	田	田	363
	〃	〃	〃	201-2	田	田	61
	〃	〃	〃	202-1	田	田	181
	〃	〃	〃	249-1	田	田	49
	〃	〃	〃	249-2	田	田	3.1

	阿波市土成町	宮川内	古田	250-1	田	田	0.17
	〃	〃	〃	250-2	田	田	0.01
	〃	〃	〃	251-1	田	田	547
	〃	〃	〃	251-2	田	田	332
	〃	〃	〃	252	田	田	1,873
	〃	〃	〃	253	用悪水路	用悪水路	61
	〃	〃	〃	254	田	田	1,602
	〃	〃	〃	255-1	田	田	1,444
	〃	〃	〃	255-2	田	田	27
	〃	〃	〃	187-3	原野	原野	313
合 計							14,657.97

(3) 産業導入地区の地目別面積

(単位：m²)

地区名	農地等					宅地その他						合 計	
	田	畑			計	宅地	うち施設用地等	山林	原野	埋立地	その他		計
		普通畑	樹園地	草地									
下り松地区	13,843.97				13,843.97				313		501	814	14,657.97

(4) 地域開発、土地利用計画諸法との関係

【下り松地区】

ア 地域開発法等の指定

1 旧産業法	2 旧工業整備特別地域	3 低開発地区工業開発地区	4 近畿圏都市開発区域
5 中部圏都市開発区域	6 旧産炭地域 (第6条関係)	7 旧産炭地域 (第2条関係)	8 振興山村指定地域
9 過疎地域	10 農振地域	11 旧工業再配置法 (誘導地域)	12 旧工業再配置法 (特別誘導地域)
13 工場適地 (年 月指定)	14 工場適地調査地区 (全部・一部)	15 都市計画 (線引)	16 都市計画 (非線引)
17 新事業促進法 (高度技術産業集積地域 ・頭脳立地地域)	18 地域森林計画		

イ 土地利用基本計画関係 ((1) に同じ)

都市地域	農業地域	森林地域	自然公園地域	自然保全地域	白地地域
1	2	3	4	5	6

ウ 都市計画関係 (計画区分 (1) に同じ)

線引都市計画区域		非線引都市計画区域		準都市計画区域		都市計画 区域外	都市計画無
市街化区域	市街化調整 区域	用途地域	用途地域外	用途地域	用途地域外		
1	2	3	4	5	6	7	8

(用途地域)

近隣商業	商業	準工業	工業	工業専用	その他	未指定
1	2	3	4	5	6	7

(5) その他

ア 都市計画法による都市計画区域、市街化区域及び市街地化調整区域、地域地区等の範囲及び指定年月日について
該当なし

イ 工場立地法に基づく工場適地の区域、設定年度及び農地転用に関する調整結果の状況

(ア) 工場適地の区域、設定年度の状況
該当なし

(イ) 農地転用に関する調整の結果の状況
関係機関と調整した結果、農地転用の見込みがついている

ウ 農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域及び農用地区域の範囲及び設定年度

(ア) 農業振興地域指定年度

昭和45年度（土成町農業振興地域整備計画：昭和46年2月8日）

(イ) 農業振興地域整備計画策定年度

昭和49年度（見直し）
平成8年度（見直し）

(ウ) 農業振興地域及び農用地区域の範囲

図面2：農用地区域図参照

エ 土地改良事業等の農業投資の区域及び農業用施設、道路、水路の位置

番号	年度	事業名	事業主体	内 容	期 間	事業費（千円）
1	S50	渋毛農免道路	県	農道改良 W=6.0 L=1,412m	S50～ S53	
2	S53	普通農道整備土成南部	県	農道改良 W=6.0 L=1,044m	S53～ S57	156,840
3	S53	大規模農道	県	農道改良 W=7.0 L=4,549m	S53～ S57	180,090
4	S52	畑地帯総合土地改良	県	農道改良 W=4.0 L=2,872m	S52～ S57	68,820
5	S59	宮川内農免道路	県	農道改良 W=5.5 L=2,540m	S59～ S63	340,115
6	S42	農業構造改善事業土成中央地区	町	ほ場整備 45.1ha	S42～ S44	44,000
7	S51	農業構造改善事業 高尾地区	町	ほ場整備 19.9ha	S51～ S52	34,000
8	S53	農村基盤総合整備事業 岡地区	町	ほ場整備 4.4ha	S53	22,000
9	S56	新農業構造改善事業 浦池地区	町	ほ場整備 4.8ha	S56	53,000
10	S56	新農業構造改善事業 秋月地区	町	ほ場整備 2.9ha	S56	26,000
11	S56	団体営土地改良事業 矢松地区	改良区	ほ場整備 19.0ha	S56～ S59	165,000
12	S58	土地改良総合整備事業 成当地区	改良区	ほ場整備 10.0ha	S58～ S61	89,000
13	S62	土地改良総合整備事業 奥ノ宮地区	改良区	ほ場整備 2.0ha	S62	30,000
14	S60	農村総合整備モデル 佐古地区	改良区	ほ場整備 5.0ha	S60～ S62	46,369
15	H1	新農業構造改善事業 大畑地区	改良区	ほ場整備 4.3ha	H1～ H2	75,000
16	S46	国営吉野川北岸農業水利事業	国	用水路 L=69,200m	S46～ H1	60,900,000
17	S62	畑地帯総合土地改良 吉野川北岸地区	県	かんがい面積 110ha	S62～ H8	1,035,000
18	S59	県営かんがい排水事業 吉田地区	県	排水路 L=2,188m	S59～ H2	383,000
19	S42	県営かんがい排水事業 吉野川北岸地区	県	用水路 L=23.5km（一部）	S47～ H11	4,271,800
20	H6	土地改良総合整備事業（管水路工事）	改良区	管水路 L19,660m	H6～ H10	609,738
21	H10	経営体育成基盤整備事業 御所地区	県	管水路2,855m 農道187m	H10～ H13	91,500
22	H14	経営体育成基盤整備事業 昭和地区	県	管水路 L=22,195m	H14～ H19	1,531,000

（図面3：農業投資区域図参照）

オ 周辺における既存企業の立地状況（従業員数30名以上）

No.	企業名	所在地	業種	従業員数（人）
1	(株)モロー商会	土成町土成字大法寺	製造業	31
2	山本光学(株)	土成町土成字殿開	製造業	130
3	太陽ファスナー(株)	土成町土成字北原	製造業	66
4	オリジン(株)	土成町土成字殿開	製造業	35
5	西精工(株)	土成町土成字大法寺	製造業	82
6	近藤化学工業(株)	土成町土成字北原	製造業	39
7	中本造林徳島(株)	土成町土成字美緑	製造業	44
8	日本フネン(株)	土成町宮川内字古田	製造業	87

（図面4：既存企業立地状況図参照）

2 産業導入の区域の設定の考え方

（1）当該産業導入地区の選定の経緯

近年の本市の農業の状況をみると、農業従事者の高齢化に伴い、長期的に農家数が減少していく傾向にある中で、特に高齢農業者の離農が進むなど、担い手の減少が進行しており、農業経営は依然として厳しい環境にある。よって、農村地域産業導入実施計画により、新たな雇用の創出と農工一体の産業振興を図り対策を講じることとした。

また、候補地の選定にあたっては、安定的な農業経営の確保を前提に、次のように検討し整理を行った。

（2）地区選定にあたっての考え方

- 導入地区選定の基本的条件として、
- ア 必要面積を確保できること（工場用地面積が1企業あたり1.0ha以上）
 - イ 高速道路インターチェンジが存在する土成町地区で高速道路インターチェンジに近接していること（直線距離でおおむね10km圏内）又は既存の工業団地及び工場等と隣接していること
 - ウ 道路等のインフラ整備が整っていること又は整備される予定があること
- をともに満たした上で
- （ア）農地以外の土地
 - （イ）農業振興地域外の農地
 - （ウ）農用地区域外（白地）の農地
 - （エ）農用地（青地）の農地

の順に検討し、可能な限り優良農地の保全に努めるとともに周辺の営農活動への影響を最小限に抑えることを考慮して選定を行うこととしている。

(3) 選定に至った理由

本市に存在する工業団地は全て完売しており、農地以外の土地確保が困難な状況にある。また、本市は北部の森林地域を除くほぼ全域が農業振興地域に指定されており、池田ダムを起点とする吉野川北岸用水を利用した灌漑設備が末端の農地までほぼ全域に渡って行き届いているなど、農用地区域外の農地はもとより、第2種または、第3種農地においてもまとまった面積の確保が非常に困難な状況にある。

以上のことから第1種農地も含めた選定を検討せざるを得ないものの、その中でも特に営農条件のよいと考えられる「農業公共投資された10haを超える集団農地」については、まず選定から除外した。

このような条件のもと、この度産業導入地区として選定した下り松地区については、農地の管理保全は全体的に行き届いているものの、生産者の高齢化や後継者の離農による労働力不足等の問題によって保全管理のみを行っている農地が多く見受けられる。

また、立地条件については、北側を旧県道が東西に横断しておりその両側には住宅地が形成されるとともに、東側には1級河川宮川内谷川が南北に流れ農地の広がりや分断していることから、生産力の低い小集団農地（約7ha）（図面5：農地広がり図参照）となっているため、今後の農業振興への影響は少ない。

併せて、南側には敷地面積29,853.84㎡を有する株式会社日本フネン阿波工場が隣接していることから、工場用地の集約が図れるとともに住宅地、農地、工場用地の住み分けが可能となるなど、本市の計画的な発展に寄与する効果も期待できる。

さらに、道路状況等については、交通の要衝となる土成インターチェンジへのアクセスも直線距離で約1kmと近く、近接する県道船戸切幡上板線を経由することで徳島自動車道への乗り入れも容易であるなど、利便性、効率性の高い立地条件である。

以上のことから同地区が最適地であると判断した。

第2 導入すべき産業の業種及びその規模

令和5年度までに産業導入地区に導入すべき産業の業種及び規模は、次のとおりとする。

1 導入すべき業種

地区名	業 種		
	大分類	中分類	小分類
下り松地区	E 製造業	25 金属製品製造業	258 ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業

2 導入すべき産業の規模

地区名	産業の業種	事業 所数	①計画面積			②雇用期待従業員数		
			工業用地 面積	公共施設 用地面積	計	男	女	計
下り松地区	ボルト・ナット ・リベット・小 ねじ・木ねじ等 製造業	1	12,402.22	2,255.75	14,657.97	65	10	75

第3 導入される産業への農業従事者の就業の目標

導入される産業等への令和5年度までの就業する農業従事者からの就業者数(その家族を含む、以下同じ)は、次のとおりとする。

地区名	産業の業種	事業 所数	農業従事者の就業の目標			雇用期待従業員数に対する 農業従事者の割合		
			男	女	男女計	男	女	男女計
下り松地区	ボルト・ナット ・リベット・小 ねじ・木ねじ等 製造業	1	5	5	10	7.7	50.0	13.3

第4 産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標

1 農家人口、農家戸数、農業従事者数及び農業専従者数の現状と目標年次における見込み

区分	農家戸数			農家人口	農業就業者数	
	専業農家	1種兼業農家	2種兼業農家		農業専従者数	
	戸	戸	戸	人	人	人
令和元年度 (現況)	901	290	1,218	8,518	3,987	3,213
令和5年度 (目標)	923	180	940	6,188	3,187	2,763

2 認定農業者の育成

(1) 認定農業者の経営規模

目標とする営農類型 (作目・部門名)	認定農業者数		経営規模	
	現在	目標	現在	目標
	(R1)	(R5)	(R1)	(R5)
水稲	1人	1人	8.5ha	12ha
うち法人				
水稲＋露地野菜	90	91	315.79	419.51
うち法人	4	5	30.86	66.25
水稲＋施設野菜	13	14	1.17	1.4
うち法人				
水稲＋露地野菜＋施設野菜	41	42	130.55	164.64
うち法人	2	3	26.6	50.34

水稻＋露地野菜＋工芸作物	7	7	28.52	30.8
うち法人				
露地野菜	14	17	53.2	84.2
うち法人	4	6	26.4	53.3
施設野菜	8	11	7.2	12.1
うち法人	4	6	6.0	11.3
露地野菜＋施設野菜	13	14	84.18	125.3
うち法人	5	6	67.82	112.32
果樹	7	7	7.72	13.02
うち法人	1	2	0.6	6.6
施設花き	2	3	1.6	2.7
うち法人		1		1.2
果樹＋花き（＋その他）	2	3	2.41	3.93
うち法人				
養豚	3	3	10,130頭	19,740頭
うち法人	2	3	1,130頭	1,130頭
養鶏	1	1	180,000羽	200,000羽
うち法人	1	1	180,000羽	200,000羽
酪農（面積は自給飼料等）	7	7	804頭 36.15	910頭 61.2
うち法人	2	2	370頭 12.0	445頭 32.0
酪農＋その他	4	5	158頭 21.45	290頭 37.8
うち法人		1		150頭 16.0
肉用牛（面積は自給飼料等）	6	6	1,693頭 24.2	1,990頭 35.12
うち法人	1	2	390頭 0	1,040頭 0

肉用牛＋その他		7	8	1,805頭 11.14	2,216頭 17.68
	うち法人	1	2	1,150頭 0.6	2,400頭 1.2
その他複合		27	28	81.76	148.12
	うち法人	5	6	19.7	73.08
計		253	268		
	うち法人計	32	46		

(2) 認定農業者への農用地の利用集積に関する計画

区分	農用地 面積 ①	認定農業者への農用地の利用集積面積 (ha)			
		所 有 積 面	利 用 権 設 定	農 作 業 受 託	計 ②
令和元年度 (現在)	3,890	255	203	83	541
令和5年度 (目標)	3,880	285	263	109	657

3 農用地流動化の推進・認定農業者の育成及び地域農業の組織化の方向

(1) 農地流動化の進め方

本市の農業構造については、ここ数年、一層の兼業化によって土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化している。また、こうした中で、農地の資産的保有傾向が強くなり、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化は、これまで顕著な進展をみないまま推移してきたが、最近になって兼業農家の高齢化が進み、農業用機械の更新や世代交代等を機に急速に農地の流動化が進む可能性が高まっている。

一方、中山間部においては、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は認定農業者に集積されない農地について、一部遊休農地となっており、近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手の規模拡大が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

本市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しのもとに、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとし、これらの担い手が本市農業生産の相当部分を担い、かつこの担い手となる農業者とそれ以外の農業者等が共存できる農業構造を確立していくことを目指す。

具体的には、農業委員・農地利用最適化推進委員による不作付地・耕作放棄地の掘り起こし活動を更に強化し、荒廃の進

む農用地をできる限り優良な農用地として維持・活用できるよう所有者等への指導を徹底するとともに、自らが耕作不可能な場合には、農地中間管理事業の活用を推進し、認定農業者、認定新規就農者及び人・農地プランに地域の中心となる経営体として位置付けられた者等、担い手への農用地の集積を図る。また、土地利用調整を全市的に展開して集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるように努める。

さらに、「阿波市ブランド」の構築や安心・安全な農産物の生産推進体制の整備といった他産地との差別化や付加価値を高め、生産者の生産意欲を向上させることで、農用地の有効な活用に繋がるものとする。

このためには、認定農業者や認定新規就農者といった効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、高齢農業者、小規模農家、また、土地持ち非農家等も含め、地域での徹底的な話し合いを推進し、地域農業の将来への危機感の共有及びその人と農地の問題を一体的に解決するための将来ビジョンとなる人・農地プランを積極的に推進していく。

(2) 認定農業者の育成・確保について

持続可能な力強い農業を実現するためには、地域の中心となる担い手の育成・確保が重要である。

農業協同組合、農業委員会、農業支援センター等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行える体制を構築し、集落単位における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするための徹底した話し合いを促進する。

その上で、望ましい経営を目指す意欲的な農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して上記の濃密指導体制が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うことなどにより、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

一方、既に認定農業者となっている者には、経営状況の自己チェックを踏まえ、必要に応じて上記の関係機関と連携し、経営改善のためのフォローアップを行い、あわせて企業的経営への誘導や法人化に向けた支援、各種情報の提供等を行う。

また、これら認定農業者には、人・農地プランの地域の中心となる経営体への位置付けも誘導し、農業委員会及び農地中間管理機構の支援による農用地の集積・集約化はもちろんのこと、その他の支援措置についても集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、本市が主体となって関係機関、関係団体にも協力を求めつつ、制度の積極的活用を図っていく。

(3) 地域農業の組織化の方向について

農業後継者不足が深刻化している昨今、生産組織は効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農業生産法人等への経営発展母体として重要な位置づけをもっており、地域リーダーやオペレーターの育成、農作業受委託の促進等を行うことにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成する。また、体制が整ったものについては、法人形態への誘導を行うことで、経営の効率化・安定化を図るとともに、更なる農用地の集積・集約化を図り、ひいては地域農業の生産基盤の維持・発展に寄与する。

第5 産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する事項

導入地区選定の基本的条件として、

ア 必要面積を確保できること（工場用地面積が1企業あたり1.0ha以上）

イ 高速道路インターチェンジが存在する土成町地区で高速道路インターチェンジに近接していること（直線距離でおおむね10km圏内）又は既存の工場団地及び工場等と隣接していること

ウ 道路等のインフラ整備が整っていること又は整備される予定があること
をともに満たした上で

（ア）農地以外の土地

（イ）農業振興地域外の農地

（ウ）農用地区域外（白地）の農地

（エ）農用地（青地）の農地

の順に検討し、可能な限り優良農地の保全に努めるとともに周辺の営農活動への影響を最小限に抑えることを考慮して選定を行うこととしている。

1 農用地区域外での開発を優先すること

（1）農地以外の土地（工場適地・工業団地）

本市は、都市計画法に基づく市街化区域が設定されておらず、市内に条件を満たすことができるまとまった農地以外の未利用地は無い。

また、土成地区には昭和59年度に工業導入地区の指定により整備された14.7haの工業団地が存在するが、すでに8社が進出し完売している。

（2）農業振興地域外の農地

本市では、国有林地等を除くほぼ全域が農業振興地域に指定され、地域外の土地のほとんどは森林区域であり、地区選定に当たっての基本的条件を満たす土地は無い。

（3）農用地区域外（白地）の農地

農用地区域外農地（白地）については、既存住宅に隣接する状況で分散している集落介在農地であることから、まとまった土地の確保が困難であり、地区選定に当たっての基本的条件を満たす一団の土地は無い。

以上のことから、農用地区域（青地）の土地も含めて検討せざるを得ないが、農業公共投資と集団農地の両要件に該当する最優良農地を除外するとともに、周辺農地への影響、農業に関する土地利用状況、現在の農業経営における農業就業人口、周辺環境への影響、インフラ状況等を考慮して選定を行っている。

2 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

（1）産業導入地区が農業関係施策の受益地区内である場合には、受益地区からの除外、負担金の徴収確保等その他具体的な調整措置またはその方針

導入地区に存在する農地は、吉野川北岸土地改良区及び昭和土地改良区の受益地であり、その受益地から除外するには、両改良区に除外決裁金を支払う必要がある。用地買収については進出企業が行い、決裁金の支払いについては、地権者が直接改良区に対して行うものとする。

なお、当該地区を受益地区から除外することによる、今後の営農活動及び事業展開への影響は無いと判断される。

（2）産業導入地区の設定に伴って土地改良施設等農業施設が改廃、遊休化する等の影響を受ける場合には、代替施設の設置、負

担金の徴収確保等その他具体的な調整措置またはその方針

導入地区内の農業施設としては、送水管、配水管が存在するが、いずれも付け替えにより、既存機能を損なわないようにする。また、当該地区は周辺の農地の中でも端部に位置するため、将来的な周辺農地の遊休化は無いと判断される。

- (3) 産業導入地区の設定に伴って、道路、水路等が分断される等の場合には、その具体的な調整措置または調整方針
既存の機能を失わないよう関係機関と協議の上、新設・付け替え・廃止等を行い、地域の営農等に支障の無いようにする。
- (4) 産業導入地区に導入が予定されている企業が用水を取水する場合であって、農業用水を使用することが予想される場合にはその調整措置または調整方針
工業用水は、原則市営上水道を使用することとし、農業用水の使用はない。
- (5) 施設等が排水する場合において農業用排水路を使用する場合の調整措置または調整方針
工場排水は、進出企業の責任において、水質基準に適合するよう適正な処理をすることを基本とするが、支障を来す場合は、市の指導に沿うよう調整を図る。

3 面積規模が最小であること

産業導入地区に進出を予定している企業は、既に県内で操業を行っている既存工場の統廃合、機能及び規模拡大を目的としており、生産量等において実態に則した計画が可能であるため、未利用地が生じない必要最小限の立地計画としている。

4 面的整備を実施した農用地を含めないこと

産業導入地域において、公共投資による面的整備（区画整理、農用地の造成、埋め立て又は干拓）を実施した農用地は含まれていない。

5 農地中間管理機構関連事業の取組に支障が生じないようにすること

産業導入地域において、農地中間管理権が存在しているもの及び農地中間管理機構関連事業を行う予定のある農地は含まれていない。

以上のことから、導入すべき産業の規模等を勘案しても、産業の導入地の規模としては適正であると判断できる。また、本市では林地等を除けば、ほぼ全域が農業振興地域に指定されていることから、立地条件や規模から検討すると、農用地区域に産業導入区域を設定せざるを得ない。営農活動と地元農業者の産業導入による雇用の確保の両立を図るためには、本地域への産業導入区域の設定は適正であると判断できる。

第6 導入される産業の用に供する移設の整備に関する事項

1 産業用地等の整備

(1) 施設用地の整備に関する事項

ア	確保すべき土地の面積	14,657.97 m ²
イ	調達の方法	所有権
ウ	造成事業主体	進出企業
エ	造成予定年次	令和2年

(2) 施設用地確保にあたっての配慮事項

- ア 自然環境及び生活環境の保全
企業誘致に際し、自然環境の維持・形成に努めるとともに、公害の防止や周辺農村地域の生活環境の保全に配慮する。
- イ 生活基盤等定住条件の整備
第2次阿波市総合計画に基づき、子どもを産み育てやすい「子育て環境の整備」や長生きできる「健康・福祉環境づくり」、ずっと住みたくなる、移り住みたくなる「安全・安心・快適な生活環境づくり」、市の特色を取り入れた「魅力ある教育環境の整備」、安定的な所得を得るための「仕事の確保」、便利な「公共交通や道路網の整備」、「住まいの確保」など、さまざまな分野における取組を一体的に進める。
- ウ 地価の安定
用地の取得に当たっては、近傍の取引事例等を参考とし、適正な地価の安定に努める。

2 道路等の施設整備

(1) 共同流通業務施設

共同流通業務施設の設置の計画は無い。

(2) 道路等

用地内に含まれる公衆用道路、用悪水路、法定外公共物（青線）については、産業等導入に伴い不要となるため、用途廃止し、払下げを行う予定。

(3) 工業用水道

施設の給水は、市営上水道を基本とする。
専用水道を必要とする場合は、関係者への説明を行うとともに関係法令に基づき、立地企業が整備する。なお、専用水道の設置が周辺環境等に支障を来す場合は、市の指導に沿うよう調整を図る。

(4) 排水処理施設

導入施設内に污水处理施設を設け、水質基準に適合するよう適正な処理を行ったうえで排水する。
工場排水、雨水排水等については、必要に応じ関係機関と協議を行い、立地企業により適正に処理するものとする。

(5) 緑地等の施設

立地企業は、関係法令への適合と、地域の景観に配慮・調和したものを設置し、自然環境の保全と地域住民及び工場従業員の生活、労働等の環境保全に努める。

第7 労働力の需給の調整及び農業従事者の導入される産業への就業の円滑化に関する事業

1 労働力の需要の調整

進出企業については、令和5年度までに75人程度の雇用を見込んでいる。その中で、農業従事者及びその家族等の雇用の実現に向け、企業との連携による相談事業や情報提供を実施する。

2 農業従事者の産業への就業の円滑化

農業従事者の就業が円滑に進められるよう、公共職業安定所の指導協力のもとに適正な職業紹介に努めるとともに、「阿波市企業立地促進条例」や「阿波市企業立地促進助成金」等の支援措置の積極的活用を図ることで、農業従事者の安定的な就業の促進を図る。

第8 産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項

産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するため、次の事業を実施する

区 分	事業の種類	事業概要	事業主体	受益面積	事業費 (千円)	事業年度 (予定)	備 考
土地基盤整備事業	—	—	—	—	—	—	
農地流動化に関する事業	農地中間管理事業	農地中間管理機構が借り受けた農地を集約化して担い手に貸し付ける。	徳島県農業開発公社	—		H26～	
	農地利用集積化事業	流動化農地を担い手農家等に集積する。	阿波市	—			
	人農地プラン	地域の担い手確保や集積促進を図る	阿波市	—		H24～	
その他	多面的機能支払交付金	地域保全隊による農地の保全活動への交付金	阿波市	—	163,082		
	中山間地域等直接支払交付金事業	集落協定に基づく中山間農地の維持管理	阿波市	—	41,169	H12～	
	農業人材力強化総合支援事業	次世代を担う農業者を育成するための総合的な支援	阿波市	—	86,600	H24～	
	農山漁村未来創造事業補助金	農林水産業の持続的発展と農山漁村の活力創出に向け、地域が主体となって課題を解決するために行う「徳島ならではの」のモデルとなる取り組みを支援する。	阿波市	—	22,550	H28～	
	阿波市ブランド推進事業補助金	他の産業との差別化を図るため、「農産物のブランド化」に取り組み、農家所得の向上を図る。	阿波市	—	6,600	H28～	
	新規就農安定経営支援補助金	多額の初期投資を必要とする農業用機械の導入など、新規就農者の初期経営を安定させるための支援	阿波市	—	6,500	H29～	

第9 その他必要な事項

1 工業等の導入に伴う公害の防止に関する事項

- (1) 導入地区に進出する企業は、公害防止及び環境保全に努めるとともに、工場敷地内には緑地、環境施設を設けることにより周辺環境との調和に努めることとする。
- (2) 企業が進出する際には、関係法令を遵守し、事前に公害防止対策等を協議し、必要に応じて公害防止に関する協定を締結することとする。
- (3) 産業活動に伴い発生する廃棄物等の処理については、事業者処理責任の原則に立って、その処理体制を整備し、産業等導入後においても、適宜必要に応じて立ち入り調査等を行い、公害に係る法令等の厳正な運用により、指導監督するものとする。

2 実施計画のフォローアップに関する事項

- (1) 市は産業導入地区に係る土地利用の調整の状況、導入産業の業種及び規模、導入産業への農業従事者の就業目標、産業導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標、産業導入地区内の遊休地の解消状況について定期的に確認するとともに、当該確認の結果を国及び県に共有するよう努めるものとする。
- (2) 定期的な確認の結果、産業導入の促進が適切に進展していない場合や、農業従事者の就業目標・農業構造の改善に関する目標の達成が明らかに見込まれないと認められる場合などにおいては、市は、その理由や今後の方策等について検討を行い、事業計画の変更、縮小及び廃止を含め制度運営の改善を図る。この場合においても当該検討結果等について、国及び県と共有するよう努める。

3 企業の撤退時のルールに関する事項

経済状況の変化やその他やむを得ない事情により立地予定企業が立地を取りやめる、あるいは早期に撤退する場合は下記の方針により対応を行う。

- (1) 早期の情報把握及び事前の防止策
産業導入前の段階から産業導入後に至るまで、定期的なヒアリングにより、撤退の恐れがあると見込まれる場合には、関係機関と連携し、関連情報の早期把握を図る。
- (2) 事後の対応に関する方針
立地企業がやむを得ず早期撤退することとなった場合は、その跡地利用の方針等について、まずは撤退企業において検討することとし、その検討を踏まえたうえで市と協議の上、必要に応じて実施計画の変更等を行う。なお、その間においては当該跡地が周辺農地等に悪影響を及ぼすことが無いよう、企業の負担において適切な保安全管理を行うものとする。

4 その他

- (1) 企業誘致活動等の目標達成のための具体的な推進体制、推進方策等
優良な企業の誘致を達成するため、関係機関との連携を強化し、情報の発信・収集を積極的に行うとともに、「阿波市企業立地促進条例」や「阿波市企業立地促進助成金」等の支援措置の積極的活用を図る。

(2) 進出企業と地域社会との調整措置

進出企業の定着を図るため、市は積極的に指導・協力を行うとともに、進出企業の地域貢献活動等を通じて地域社会との相互理解を深めるための取り組みを促す。

また、活力ある地域社会づくりを推進するため、進出企業と関係団体を結ぶ連絡調整機関を設けるなど地域との連帯感を高める取り組みを行う。